

株式会社 大森商会 行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における男性の育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 制度内容についてリーフレットで社員に周知する
- 令和 7年 5月～ 管理職を対象とした研修を実施する
- 令和 7年 5月～ 対象となる男性社員に個別に面談を実施する

目標2：令和7年8月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する
- 令和 7年 5月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施する
- 令和 7年 6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始する